

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2023. 3. 22**☆

60 歳からの人生を準備するための
【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

相続税が課税されなくても厄介な相続

発行者：牧野FP事務所合同会社代表社員 牧野寿和

牧野FP事務所公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***通算第 538 号***☆

<目次>

- ◆ 今週のテーマ
- ◆ 今週のポイント
- ◆ 編集後記
- ◆ 「人生の添乗員 (R)」牧野寿和のプロフィール

*:**

- ◆ 今週のテーマ

相続税が課税されなくても厄介な相続

*:**

今回は、遺産を相続した時に、
相続税は課税されないけど、
準備を怠ると厄介なことになりかねない
相続について検証します。

この記事の構成は次のとおりです。

- ・ 相続税が課税される人とその金額
- ・ 相続税のかからない相続の方が厄介かも
- ・ 遺産の取扱い方
- ・ まとめ

相続税が課税される人とその金額

たとえば、夫の遺産を、
その妻と子ども 2 人の 3 人で相続するとき、
まず次のように「基礎控除額」を計算します。

基礎控除額
=3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人数)

=3,000 万円 + (600 万円 × 3 人)
=4,800 万円

基礎控除額は 4,800 万円になります。

従って、4,800 万円以上の遺産を
相続する場合は、
相続税の納付が必要になります。

ところで、死亡者数に対する
相続税の課税件数の割合は 8.8%で、
相続税の課税があった被相続人（亡くなった人）
1 人に対する相続税の
ひとり当たりの納付額の平均は 1,737 万円です。

ともに、2020 年の統計値です。
(公財) 生命保険文化センターの HP より)

相続税のかからない相続の方が厄介かも

また、家庭裁判所に調停が持ち込まれた
6,934 件のうち、
5000 万円以下の遺産の割合が、
5,316 件と全体の 76%を占めています※。

つまり、相続税は課税されなくても、
また相続遺産が多額でない場合は、
相続人のあいだで
「争族」の状態になることが、

うかがえる数値です。

相続税が課税される多額の遺産相続では、
もめごとが起こらないように、
事前に対策がなされているとも想像できます。

※ 最高裁判所「令和3年司法統計年報 家事編」第52
表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数（「分割し
ない」を除く）より

遺産の取扱い方

筆者のところにも、

親からの遺産相続で相続税の課税は、
ないと思うが、

相続が発生した時には、
厄介なことになるかもしれないと、
懸念した相談があります。

FP業務の範疇を超える部分もあり
専門家とともに対応することもあります。

たとえば、親の住宅ローンといった、
負債（借金）を相続するかもしれない
けど、単純には相続を放棄できない。
といった複雑な問題です。

また、遺産が持ち家（実家）だけのとき、

- ・ その家に、親と兄弟のうちひとりの子が同居して、
ほかにもきょうだいがいる場合に、
均等に遺産を分割する場合

- ・ 子どもたちが独立して持ち家があり、
実家には親だけが住んでいて、

親が亡くなったあと実家が「空き家」に、
なる場合

・実家の土地建物の登記が、
親が相続した時に相続登記をしていなく、
未だ親のきょうだいの共同名義に、
なっている場合 など

不動産関係以外でも、
親が書画骨董古美術などに興味があり、
資産的な価値のない品物を収集して、
処分に困る場合もあります。

その他にも、相続税の課税はなくても、
相続をするときを考えて、
事前に対応策を考えていくことは、
家庭ごとにあるようです。

まとめ

いくら親から子どもへの
遺産を相続するといっても、
遺産の所有者であり当事者である親でしか、
解決できない問題もあるのです。

解決できない問題を含んだ
遺産を相続した人は、
厄介な問題を抱えてしまうのです。

従って、
当事者が解決しなくてはならない問題は、
先送りすることなく、
親の責任において解決すべきなのです。

今回は準備して遺産相続をしても、
家計に影響の生じる相続について検証します。

::*:*:*:*:*:*:*:*:*

◆ 今週のポイント

::*:*:*:*:*:*:*:*:*

相続税は課税されなくても、

子どもが困る相続は、

当事者が避けることなく、

自身で解決して、

旅立ちましょう！

::*:*:*:*:*:*:*:*:*

◆ 編集後記

::*:*:*:*:*:*:*:*:

自分の資産は、

自分で使い切るのが一番！？

:

◆ 「人生の添乗員（R）」牧野寿和のプロフィール

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる
公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー
創業 20 年目
1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）
以外は、名古屋で居住。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。
業務で世界各地を廻っていた時、
日本の方と他国の方々の
お金との付き合い方の違いを感じていた。

そんな時渡米した折に、
初めてファイナンシャルプランナーの
存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003年 牧野FP事務所を創業。
2018年から牧野FP事務所合同会社を設立。
これまでに、
延べ1100件以上の様々な相談に対応。

相談者へのプランニングの助言と提案を
主な業務とし、
相談者に、安心できる生活が送れるように、
丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・NPO法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）
協会 CFP（R）認定者
- ・1級ファイナンシャル・プランニング技能士
（資産設計提案業務）
- ・福祉住環境コーディネーター
- ・総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ〜テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより愛知、岐阜、
三重県、首都圏や関西にもリモートで
お会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、

他人を気にすることなく、相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

◆ 【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

発行：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

◆登録・解除は、ご自身でお願いいたします
こちらから出来ます

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

◆本メルマガに関するご意見・お問い合わせは
こちらまでお願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野FP事務所合同会社

公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

◆記事内容に関するトラブル等について当方では
一切責任を負いかねます
ご自身の責任でご判断下さい

「人生の添乗員」「人生の行程表」は、
牧野寿和の登録商標です
